

## 中部運輸局自動車交通部

令和元年10月11日14時00分 発表

## 連絡先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官  
岡田、石川 TEL 052-952-8038  
中部運輸局 岐阜運輸支局輸送・監査担当  
伊藤、細川 TEL 058-279-3714

同時発表：岐阜県政記者クラブ

**乗合事業者に車両使用停止処分及び文書警告**

中部運輸局は、道路運送法違反を確認した下記事業者に対し、使用停止処分及び文書警告を行いましたのでお知らせします。

## 記

1. 行政処分対象事業者及び営業所

業 者 名：岐阜交通東部株式会社(代表取締役 石井 靖治)  
住 所：岐阜県岐阜市東鶉3丁目17番地1号  
営 業 所：六軒営業所(岐阜県各務原市蘇原緑町4-16)

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和元年10月11日 10日車(1両×10日間)  
処分内容：「事業用自動車の使用停止」及び「文書警告」

3. 監査実施の端緒

乗合タクシーを運行する当該事業者を、令和元年7月期の乗合集中監査に選定し監査を実施した結果、下記4のとおり道路運送法等関係法令に違反する事実を確認

4. 法令違反内容及び違反条項

- ① 国土交通省告示で定める特定の運転者(高齢運転者)に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- ② 特定の運転者(高齢運転者)に対する運転適性診断(適齢診断)を実施していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況(中部運輸局管内)

当該行政処分により付された違反点数 1点  
当該事業者が付された累積違反点数 1点

以上